

議第67号 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部改正（令和5年5月8日公布）に準じ、防疫等作業手当の特例を改正するものです。

2 改正の経緯及び内容

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられました。

呉市では、人事院規則9-129に準じ、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例を定めています。しかしながら、国において、同規則が改正され、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例は、令和5年5月8日に廃止されるとともに、今後、新型コロナウイルスの変異株が新型インフルエンザ等に該当し、再度同様の措置が必要となった場合の規定が整備されたことに伴い、呉市においても、国と同様の規定を整備するものです。

3 施行期日

公布の日